

独立行政法人国立美術館職員給与規則

平成18年3月31日

国立美術館規則第17号

[一部改正：令和7年3月28日 国立美術館規則第8号]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 管理職手当 主任研究員手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
期末手当 勤勉手当		夏季及び冬季にその都度定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成18年国立美術館規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、主任研究員手当及び地域手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めるとき

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第19条、第27条から第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度の一月あたりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表

(2) 技能・労務職俸給表

(3) 研究職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別表第1のとおりとする。

(新たに採用する者の俸給決定)

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定)

第15条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うものとする。

(昇給の時期)

第17条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

第3章 給与の特例等

(休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）のうち、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 職員が独立行政法人国立美術館職員育児・介護休業規則（平成18年3月31日国立美術館

規則第29号。以下「育児・介護休業規則」という。)第2条第1項の規定による育児休業、同規則第2条の2第1項の規定による出生時育児休業及び同規則第7条第1項の規定による介護休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

8 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業規則第12条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項による。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しない場合は、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第11条の規定により勤務しない時間、同規則第13条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第18条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあつては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。)

第4章 諸手当

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、別表第2に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に当該表に定める手当額を支給する。

2 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(主任研究員手当)

第21条 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う主任研究員に対し、時間外勤務手当として主任研究員手当を支給する。

2 主任研究員手当の月額額は、俸給月額に100分の12の割合を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、別に定める扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、別に定める者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(地域手当)

第23条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める別表第3で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合(これらの職員が異動前の地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)、異動の日から3年間、次の各号に掲げる期間に応じ、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合に当該各号に定める割合を乗じて得た割合による地域手当を支給する。ただし、人事上の必要があ

る場合その他理事長が必要と認める場合には当該職員に対する地域手当の支給について、理事長が別に定める。

- (1) 異動の日から1年を経過するまでの期間 100分の100
- (2) 異動の日から2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の80
- (3) 異動の日から3年を経過するまでの期間（前各号に掲げる期間を除く。） 100分の60

（住居手当）

第24条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第26条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

（通勤手当）

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項第1号又は第3号に掲げる職員で、住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

（単身赴任手当）

第26条 国立美術館の職員となること、勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、

住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との均衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(超過勤務手当)

第27条 勤務時間等規則第6条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項において、超過勤務手当が支給されることとなる時間及び次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる時間を合わせた時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合には、100分の175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 超過勤務手当は、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

(休日出勤手当)

第28条 勤務時間等規則第6条の規定により同規則第9条に規定する休日（同規則第10条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日出勤手当として支給する。ただし、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

2 勤務時間等規則第12条の規定を適用される職員の所定の勤務時間が、同規則第9条第3号から第5号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合（同規則第12条の規定に基づき、当該日の休日を別に割り振られた場合を除く。）には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。

(夜勤手当)

第29条 勤務時間等規則第12条の規定を適用される職員のうち、同規則第6条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下 第31条においてもこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第5章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年4月1日における俸給の切替)

2 施行日の前日から在職する職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。

附 則 (平成18年6月29日 国立美術館規則第48号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日 国立美術館規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当の改正に伴う経過措置)

2 施行日の前日から管理職手当を支給されている職員のうち、改正後の別表第2に定める管理職手当額が施行日の前日に受けていた管理職手当額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則（平成19年9月4日 国立美術館規則第10号）

この規則は、平成19年9月4日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成19年12月12日 国立美術館規則第13号）

この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日 国立美術館規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月19日 国立美術館規則第25号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 国立美術館規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置）

- 2 附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

（管理職手当の現給保障に関する経過措置）

- 3 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.76を乗じて得た額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成21年12月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則（平成22年3月31日 国立美術館規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（管理職手当の支給額）

- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間については、別表第2に定める額に100分の95の割合を乗じて得た額とする。

(出向者等にかかる地域手当の異動保障)

- 3 他機関との人事交流の推進を図るため、国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により引き続き職員となり、別表第3に掲げる異動後の地域手当の支給割合が、異動日の前日において在職した国等の地域手当（これに相当する手当を含む。）の支給割合に達しないこととなる場合には、当該出向等の期間にあっては、異動日の前日に国等において受けていた支給割合により地域手当を支給する。
- 4 前項の場合、異動日後に出向元の国等で支給割合が改定された場合で、国立美術館で定める支給割合が当該改定された支給割合に達しない場合には、改定された支給割合を当該改定の日から補償する。

附 則（平成22年6月25日 国立美術館規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
(管理職手当の支給額)
- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の管理職手当の支給額については、独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年3月31日国立美術館規則第5号）附則第2項の規定にかかわらず、別表第2に定める額とする。
(地域手当の暫定支給割合)
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の地域手当の支給割合については、別表第3の平成22年度暫定支給割合に定める支給割合にかかわらず、別表第3の左欄に定める支給割合とする。

附 則（平成22年11月30日 国立美術館規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
(55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等について)
- 2 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下である者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下である者及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員を除く）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。
(平成22年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置)
- 3 独立行政法人国立美術館給与規則（平成18年3月31日国立美術館規則第17号）附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。
(管理職手当の現給保障に関する経過措置)

- 4 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に100分の25の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

附 則（平成23年3月22日 国立美術館規則第2号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年11月30日 国立美術館規則第14号）
この規則は、平成23年12月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第2号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年3月30日から施行し、平成24年3月1日から適用する。
（平成24年3月1日における俸給の切替に伴う経過措置）
- 2 独立行政法人国立美術館給与規則（平成18年3月31日国立美術館規則第17号）附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第6号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（特例期間における給与の支給）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	支給減額率
一般職	7級以上	100分の9.77
	3級～6級	100分の7.77

	2級以下	100分の4.77
技能・労務職	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
研究職	5級以上	100分の9.77
	3級・4級	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当額の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額は、第2項及び第3項により算出した給与額を基礎額とする。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

5 平成24年4月1日における号俸は次の各号のとおりとする。

- (1) 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び次号に掲げる者を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- (2) 平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月30日 国立美術館規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年6月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（特例期間における人事交流者の給与）

2 国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により、当法人に在職している場合には、特例期間における給与の支給に関しては、出向元である国等の特例期間における給与の支給状況に準じて取り扱うこととし、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成24年3月30日国立美術館規則第6号）の附則第2項から第4項については適用しな

い。

附 則（平成25年3月22日 国立美術館規則第1号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（平成25年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年3月13日 国立美術館規則第3号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（平成26年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年11月28日 国立美術館規則第9号）
この規則は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日 国立美術館規則第3号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（平成27年4月1日における俸給の切替）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額（独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則（平成22国立美術館規則第17号）附則第2項に規定する職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。

附 則（平成28年2月3日 国立美術館規則第16号）
この規則は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日 国立美術館規則第20号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日 国立美術館規則第2号）
この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月23日 国立美術館規則第7号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第6号）
この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月22日 国立美術館規則第18号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日の号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成31年1月29日 国立美術館規則第33号）
この規則は、平成31年1月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年1月31日 国立美術館規則第2号）
この規則は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日 国立美術館規則第8号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日 国立美術館規則第12号）
この規則は、令和3年11月29日から施行する。

附 則（令和4年3月25日 国立美術館規則第6号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月23日 国立美術館規則第12号）
この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日 国立美術館規則第13号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年1月27日 国立美術館規則第1号）

この規則は、令和5年1月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日 国立美術館規則第21号）

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

附 則（令和6年1月30日 国立美術館規則第1号）

この規則は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月21日 国立美術館規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年3月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（定年年齢の引き上げに伴う経過措置）
- 2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - （1） 一般職俸給表
 - （2） 労務・技術職俸給表
 - （3） 研究職俸給表
- 3 前項の規定は、就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。
- 4 就業規則第12条の2に規定する他の職への降任（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任」という。）をされた職員であつて、当該他の職へ降任された日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以

下「上限額」という。)と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。

- 6 管理監督職勤務上限年齢による降任の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢により降任された場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額(以下「異動日俸給月額」という。)が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第7項基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則(令和7年1月24日 国立美術館規則第1号)

この規則は、令和7年1月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月28日 国立美術館規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(俸給の切替)
- 2 この規則の施行日の前日において第11条第1項第1号から第3号に掲げる俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。ただし、施行日において俸給表又は職務の級を異にする異動(以下「給与異動」という。)をする職員の新号俸については、当該給与異動がないものとした場合に附則別表の適用による号俸の切替によってその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなし、施行日に当該給与異動が行われた場合に決定される号俸とする。
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 3 この規則の施行日の前日において職務の級が一般職俸給表8級以上又は研究職俸給表5級以上である教職員の新号俸については、その者が施行日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものをした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
(地域手当に関する経過措置)
- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第23条の適用については、別表第3中「100分の8」とあるのは「100分の9」と、「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

附則別表

(1) 一般職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	

40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				

83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

(2) 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28

37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	

76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		

115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

(3) 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	

37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			

76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

別表第1(第11条関係)

一般職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額 円									
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				

別表第1(第11条関係)

技能・労務職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200

別表第1(第11条関係)

技能・労務職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		

別表第1(第11条関係)

技能・労務職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第1(第11条関係)

研究職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		
26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		
47	259,600	313,100	381,100	438,900		
48	260,800	313,600	381,800	439,800		
49	262,000	314,000	382,500	440,600		
50	263,100	314,500	383,200	441,400		
51	264,200	315,000	383,900	442,000		
52	265,300	315,500	384,600	442,800		
53	266,400	315,900	385,200	443,200		
54	267,500	316,400	385,900	443,800		
55	268,500	316,800	386,700	444,300		

別表第1(第11条関係)

研究職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
56	269,500	317,200	387,500	444,800		
57	270,500	317,600	388,100	445,300		
58	271,200	318,000	388,900			
59	271,800	318,400	389,600			
60	272,400	318,800	390,300			
61	273,000	319,200	390,900			
62	273,600	319,800	391,600			
63	274,200	320,400	392,300			
64	274,800	321,000	393,000			
65	275,400	321,500	393,700			
66	276,000	322,100	394,300			
67	276,600	322,700	394,900			
68	277,200	323,300	395,600			
69	277,800	323,800	396,300			
70	278,500	324,400	396,800			
71	279,200	325,000	397,400			
72	279,900	325,600	398,000			
73	280,500	326,100	398,500			
74	281,200	326,800	399,100			
75	281,900	327,500	399,700			
76	282,600	328,200	400,200			
77	283,200	328,900	400,700			
78	283,900	329,600	401,200			
79	284,600	330,300	401,700			
80	285,200	331,000	402,400			
81	285,800	331,700	402,800			
82	286,500	332,500				
83	287,200	333,200				
84	287,800	333,800				
85	288,400	334,300				
86	289,100	334,800				
87	289,800	335,200				
88	290,400	335,600				
89	291,000	335,900				
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				
99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				

別表第1(第11条関係)

研究職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
111	301,800	345,700				
112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

別表第2 (第20条管理職手当関係)

職名	俸給表	職務の級	手当額
事務局長	一般職	9級	130,300円
		8級	117,100円
次長、審議役及び副センター長	一般職	9級	104,200円
		8級	94,000円
		7級	88,500円
部長	一般職	7級	88,500円
		6級	83,100円
課長及び担当課長	一般職	6級	72,700円
		5級	69,400円
副館長、国立工芸館長、学芸調整役及び副センター長	研究職	5級	129,300円
課長及び学芸担当課長	研究職	5級	90,500円
		4級	78,400円

別表第3 (第23条地域手当関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
神奈川県	相模原市	100分の12
京都府	京都市	100分の8
大阪府	大阪市	100分の16
石川県	金沢市	100分の4